

提 言

平成19年4月16日

国立がんセンター 顧問会議

国立がんセンターの独立行政法人化への対応について

提 言

1 趣旨

国立がんセンターは昭和37年に開設以来、1)新しい診断法・治療法の開発、2)がんの本態の解明、3)人材の育成、4)情報の発信、をその使命とし、我が国のがん対策の中心として活動してきた。

国立病院が独法化された後も、国立がんセンターは国立として運営され、平成16年2月の「がん予防・検診研究センター」、平成17年10月の東病院の「臨床開発センター」、平成18年10月の「がん対策情報センター」の開設など、その発展は目覚ましいものがあった。世界的にも屈指のがんセンターに成長してきた。診療、研究に、職員は邁進している。

一生のうちに、国民の2人に1人ががんに罹患し、3人に1人ががんで死亡する。国民の生命及び健康、さらに国民の安心、安全を求める心理を考えると、がんが重大な社会問題となっている。昨平成18年に成立し、この4月に施行されるがん対策基本法においても、また、平成20年度に予定されている医療制度改革においても、国立がんセンターは、その設置目的に照らせば、今後ともますます重要な役割を果たしていくべき存在である。職員の士気も高い。

顧みるに、平成17年12月の閣議決定、平成18年に成立した行政改革推進法等で、平成22年度に、国立がんセンターが独立行政法人となることが方向づけられた。

この度の国立がんセンターの独立行政法人化は、経済的効率性を追求するあまり、今まで営々と築きあげてきた、国立がんセンターの役割・機能そのものが危機に頻するのではないかと憂慮する。

たとえ国立がんセンターが独立行政法人化されても、ナショナルセンターとしての機能を的確に果たすとともに、充実発展を実施すべきである。国民、現在もがんに苦しみ闘っている患者、及び、その家族の心からの期待に応えるべく、以下の点に十分留意して進められることを強く要望する。

2 独立行政法人化に当たっての留意点

- (1) 国民の命と健康を守り、がん対策の徹底により国民の信頼をうることは、国家の基本的な任務・要件である。
- (2) 社会保障制度と経済との調和や、医療保険の財政の均衡は必要である。しかし基盤となる政策医療の推進、とりわけ、医療の進歩と発展は、市場原理に任せるべきではない。基盤となる研究の推進や人材の養成、がん医療の地域格差の解消（均てん化）、国民への情報の提供、国への政策提言など、公共性の高い業務については、責任をもった国費の投入を要望する。
- (3) 国民の要望に応えるためには、現行の公務員制度や会計制度の制約を緩めて、独法化の良い点は活用するとともに、現行以上に国の医療政策と一体となった運営が必要であると理解する。
- (4) なお、ナショナルセンターの独立行政法人化の数については、6つの高度専門医療センターの中、がんを対象とする国立がんセンターは、アプローチや推進方法において著しい特性がある。また、更に国と一体となった運営を行うことにより、国ならびに国立がんセンターに対する国民の信頼感は、いやましに高まるに違いない。国立がんセンターは、それ自身で1つの独立した法人とすべきである。
- (5) 国立がんセンターの国民への影響を考えると、今後、あらゆる機会を通じ、できるだけ多くの国民の間で、国立がんセンターの在り方が議論され、具体的な在り方が決定されていくことこそが重要である。

3 提言

国立がんセンターの独立行政法人化は必ずしも問題なしとしない。

したがって、独法化に当たっては、国家にとり基本的な国民の命と健康、国民からの信頼の観点に立って、制度的、行政的に特段の配慮が求められる。

独立した1つの独立行政法人国立がんセンターとして、他には見られない、従来以上に効率の良い、活発な活動を期待する。いわば、独法の新しいモデルを作り上げる理想を掲げて事に当たられたい。実現すれば、国立がんセンターは将来、国家の要望、国民の期待に十分に答え、更には国際的にも注目、尊敬される機関になることが期待できる。

国立がんセンター顧問（五十音順）

牛尾 治朗（ウシオ電機株式会社代表取締役）

大谷 藤郎（国際医療福祉大学総長）

杉村 隆（国立がんセンター名誉総長）

高久 史磨（学校法人 自治医科大学学長）

坪井 栄孝（財団法人 日本医療機能評価機構理事長）

古川貞二郎（社会福祉法人 恩賜財団 母子愛育会理事長）

武藤 敏郎（日本銀行副総裁）

森岡 恭彦（日本赤十字社医療センター名誉院長）

山下 眞臣（社団法人 日本国民年金協会顧問）

渡邊 恒雄（読賣新聞グループ本社代表取締役会長）